

## 柳井市教育委員会会議 会議録

### 1 会議の開催

- (1) 日 時 令和3年7月2日(金) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分
- (2) 場 所 柳井市役所 3階大会議室

### 2 出席委員

教育長	西元 良治
委員(教育長職務代理者)	西原 光治
委員	河岡 治子
委員	厚坊 俊己
委員	横山 志磨

### 3 欠席委員

なし

### 4 出席事務局職員

教育部長	三浦 正明
教育部次長(図書館・サンビームやない担当)	石岡 雅朗
教育総務課長	有道 茂一
学校教育課長	藤村 信之
生涯学習・スポーツ推進課長	山本 直邦
施設担当課長	重田 泰生
学校給食センター所長	脇村 直孝
教育総務課長補佐(書記)	惣上分 常代

### 5 傍聴者

なし

### 6 会議日程

#### (1) 議案

- ①議案第27号 柳井市立小中学校事務処理等規程の一部改正について
- ②議案第28号 柳井市立中学校において使用する教科用図書の採択について
- ③人議第9号 教育委員会の事務の点検及び評価に関する学識経験を有する者の委嘱について
- ④報告第10号 柳井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- ⑤報告第11号 柳井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- ⑥議案第29号 柳井市立学校職員服務規程の一部改正について

#### (2) その他

### 7 議事の概要

#### (1) 開会

教育長から、教育委員会会議の開会の宣言があった。  
(午後 1 時 3 0 分 開会)

(2) 会議録署名委員氏名

教育長から、会議規則第 1 3 条の規定に基づき、厚坊委員、横山委員の両名を指名した。

(3) 議事内容

①議案第 2 7 号 柳井市立小中学校事務処理等規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から柳井市立小中学校事務処理等の規程の一部改正について、共同実施組織の統括者である拠点校の校長の負担を軽減するため、統括者を教育長へ変更するとの説明があった。

主な質疑は以下のとおり

西原委員：校長の負担軽減という認識でよいのか。

藤村課長：柳井中学校が共同実施の拠点校になり、柳井西中学校区や大畠中学校区を統括することになる。校長は人事異動があるので、教育長が統括者になる方がより全体に目が行き届きやすく、校長の負担軽減になる。

厚坊委員：校長は自分の学校の校務を主にすべきであり、教育長が全体のことをするというのは理にかなっている。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

②議案第 2 8 号 柳井市立中学校において使用する教科用図書の採択について

教育長は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 4 条第 7 項の規定により、教育長の発議により公開しないことの賛否を問い、賛成多数により公開しないことを決定した。

(以下、発言者及び発言内容は非公開)

(以下、会議公開)

③人議第 9 号 教育委員会の事務の点検及び評価に関する学識経験を有する者の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、有道課長から説明があった。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定により、平成 2 1 年度から柳井市教育委員会では、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表をしてきた。今年度も継続して実施するが、同

法第26条第2項では、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、点検及び評価の客観性を図るため、3名の学識経験者を委嘱する。2名は再任、1名は新任である。任期は、柳井市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱により1年となっている。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：今回交代された前任の方は、1年されたのか。

有道課長：2年していただいた。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

#### ④報告第10号 柳井市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、柳井市いじめ問題連絡協議会設置要綱に基づき、20人を委嘱するもので、この協議会は、いじめの防止等に関係する機関と連携を図り、いじめの防止等に向けた取組を推進し、いじめの防止等のための対策及びいじめ防止対策に関係する機関・団体との連携調整、並びにその他いじめ問題対策に関する事項の協議を行う。任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間との説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：いじめ問題協議会の中で特筆的なものがあるのか。

藤村課長：この協議会は、関係機関がそれぞれの立場で、どのような取組みをしていくかということを確認する場となっている。具体的な事案については、この会で報告し、いろいろな意見をいただきたい。

#### ⑤報告第11号 柳井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

教育長は事務局に説明を求め、山本課長から、柳井市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、委員として委嘱するもので、スポーツ・レクリエーション団体、学識経験者及び教育機関関係者から選出された、新任6人、再任4人となっており、任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間との説明があった。

質疑等なし。

#### ⑥議案第29号 柳井市立学校職員服務規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、藤村課長から、山口県人事委員会規則第8号の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等の取り扱いについて」の一部改正に伴い、訓令を一部改正するとの説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

西原委員：押印がいないということか。

藤村課長：押印廃止の流れで、山口県においても見直しを行い、様式が変更されたと認識している。

この他に質疑等はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり承認された。

(4) 協議会

教育長から、暫時、協議会とする宣言があった。

(午後2時21分 協議会)

(午後2時30分 再開)

(5) 閉会

教育長から、協議会を閉じ、教育委員会会議の閉会の宣言があった。

(午後2時30分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長 西元良治

署名委員 厚坊俊己

署名委員 横山志磨

調整者 有道茂一